



しぶかわし

回 覧

令和 7年 1月

Vol. 25

編集発行

渋川市農業委員会

〒377-8501

群馬県渋川市石原80

TEL0279-22-2920

農業委員会だより

新年のごあいさつ



渋川市
農業委員会 会長
山本 彰一郎

新年明けましておめでとうございます。農業者の皆様には、常日頃から本農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、「農政の憲法」と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」の改正法の成立がありました。近年の目まぐるしい時代の変化に対応し、基本理念を見直すとともに、施策を具体化するということから、農政における大きな転換期を、今まさに迎えているとひしひしと感じる次第でございます。

そのような状況の中であるからこそ、渋川市農業委員会は、今まで以上に、農業委員と農地利用最適化推進委員とが互いに連携し、更なる農地利用最適化の推進に尽力してまいる所存でございます。

本年も、農業者の皆様方の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。

しぶかわで頑張る
生産者を紹介!①

角田 司 さん

赤城町長井小川田

養蜂も野菜作りも 年中無休!

立派な大根と白菜を手を持ち、笑顔を見せてくれたのは、角田 司さん(37)。現在、家族皆で商店と養蜂園を営んでいます。

角田さんは、高校を卒業後、東京の大学に進学しました。しかし、自身の進む道について違和感を覚え、「このままでいいのか」と改めて「自分探し」を行い、思い切って大学を中途退学して群馬に帰ってきました。

群馬に帰ってきた後は、バイトをしながら一人で暮らしていましたが、やがて商店を営む両親を手伝うようになりました。その商店では「お店に野菜を置いてほしい」というお客さんの声に応えるために、両親が野菜を販売していました。その規模をさらに広げる形で、角田さんが野菜の栽培を開始したのです。

移ろいゆく季節に合わせて、角田さんの仕事も多様な変化を見せます。春は、梅の収穫や養蜂家として採蜜作業。夏は、ミョウガの栽培。秋から冬にかけては、大根と白菜の栽培など。祖父の代から続く養蜂作業と、野菜栽培などの農作業とを両立させ、年中無休で農業と向き合っています。

最近では、高齢のため畑を耕すことができなくなった親戚に代わり、農地を借り受けることで、大根と白菜の生産量を増やしました。近所の人の手伝いもあり、多くの野菜を生産することに成功しています。

現在は、農作業に励みながら、今後の働き方について思案する毎日を過ごしています。今のところ、機械の導入による省力化を検討しているそうです。

機械の力を借りながら、それぞれの土地の特性を見極め、その土地に適した方法を自分で考えながら、これからもどんどん野菜を作っていきたい、と明るい未来への意欲を見せてくれました。





斉藤 美保さん・渉さん

中郷

しぶかわで頑張る
生産者を紹介!②

夫婦で試行錯誤 皆の笑顔のために

昨年7月に開催された、第15回群馬県ブルーベリー品評会にて、4年連続で最高賞の知事賞に輝いた斉藤美保さん(58)。中郷の一角で、夫の渉さん(67)とともに、「BerryFarm 斉藤農園」を営んでいます。

ブルーベリーの栽培は、平成18年から行っています。

元々は、父と二人でイチゴとコンニャクを育てていましたが、父の引退を機に、コンニャクの代わりにブルーベリーを始めました。その後、令和4年からは、定年退職した渉さんと夫婦二人三脚でブルーベリーとイチゴの栽培に励み、現在に至ります。

二反のブルーベリー畑で奮闘する斉藤さんは、一粒一粒手間をかけ、質のよいものを作ることを大切にしています。小さな畑であるからこそ、大きな粒になるよう実の数を制限し、丁寧に選定することで、「量より質」を体現しているのです。

この一環で、農業を削減するなど一定の要件を満たしていることを示す「群馬県特別栽培農産物」の認証を受けています。こういった消費者の安心につながるような取り組みにも、力を入れています。

また、多くの人に「おいしい」を届けるために、様々な手段を駆使しています。SNSで発信し、パンフレットを作成することで「ブランド化」を意識したり、ジェラート店と連携しジェラートを作って販売したりと、「イマドキ」のやり方を積極的に取り入れ、実行しています。

変化する状況に適応し、色々なことを手広く行うためには、大変な労力が必要です。夫婦二人で話し合いながら、毎日試行錯誤の繰り返しですが、「これを面白いと思えなければ、いいものは作れない」と、農業の面白さを語ってくれました。

令和7年度 農地等利用最適化推進に関する

意見書を提出

渋川市の基幹産業である農業が、魅力ある産業として維持及び発展を遂げていくことができるよう、令和6年10月24日、必要な施策の改善等について市長への意見書を提出しました。内容について要点を掲載します。

1 肥料や飼料、農業資材の高騰に対する支援

- ・市独自の農業に特化した支援策を。

2 農産物直売所活性化施策の取り組みの推進

- ・農産物直売所の活性化の施策を。
- ・「道の駅」について支援策を。

3 遊休農地の発生防止・解消

- ・より多くの遊休農地について、農地中間管理機構を通じた貸借ができるよう関係機関へ働きかけを。

4 担い手への農地の集積・集約化

- ・関係機関との連携を強固なものとする体制構築を。

5 新規就農者の参入促進

- ・関係機関と連携し取り組み強化を。
- ・補助金等の支援の強化を。

6 農業委員会事務局体制の強化

- ・農地利用などの相談対応のため、事務局体制の強化を。



農地法制の見直しの基本的な考え方

- ・ 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- ・ 農地は食料生産の基盤。農地の総量確保と適正利用のための措置を強化する必要がある。
- ・ 将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置を講ずる必要がある。

農政の基本理念や政策の方向性を示す「**食料・農業・農村基本法**」。その改正法が、令和6年6月に施行となりました。

基本理念に「**食料安全保障の確保**」が規定され、これに伴い、農地法制の見直しが進められています。

農地を農地以外のもの（住宅や駐車場、山林など）にする場合は、農地法の規制がかけられていますので、**許可を受けてから着手**してください。

また、**転用できない農地**もありますので、事前に必ず農業委員会事務局までご相談ください。

無断転用は法令違反です！

自分の農地だから、許可や届出をしなくても、売ったり貸したりしても良いのでは……？

？

と思う方はいませんか？

農地を売ったり貸したりするときや、農地以外の目的で利用するときは、**農地法に基づく許可や届出手続きが必要**です。

農地の転用・売買・貸借は**許可**が必要です！

農振法の改正（農地の総量確保に
向けた措置）

農地法の改正（農地の適正利用に
向けた措置）

基盤法の改正（農地所有適格法人の経営
基盤強化に向けた特別措置）



あなたの老後生活の備えは、十分ですか？
年金は、家族一人ひとりについて準備することが大切です！

農業者年金で
安心して豊かな老後を！

農業者年金には、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 60歳未満

※さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

※詳しくは、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局まで。

お知らせ

**農作業中の事故に
注意！**



農作業中の**死傷事故**が多発しています。
ベテランであっても、**慣れや焦り**が要因と
なった事故が毎年発生しています。



- ・ほ場等の危険箇所の確認や補修
- ・安全な機械操作方法の確認

を徹底するとともに、当日の体調や天候に応じた農作業計画を立てましょう。

今後、農業用ハウス等の除雪や補修等のため高所作業が増えることも予想されますが、脚立や屋根など**高所からの転落**に気をつけましょう。

また、集会や地域で農作業の安全について話し合うなど、農作業の意識向上について取り組みましょう。

なお、今年度、浜川市内において、農作業死亡事故は**0件**でした。来年度も、引き続き安全に気をつけて作業を行いましょう。

購読しませんか
全国農業新聞

全国農業新聞は、農業委員会の系統組織が発行する
“農家のための農業専門紙”です。週刊の特長を生か
したわかりやすく読み応えある記事が特徴です。
毎週金曜日発行（郵送配達）、月700円（送料・税込）。
申込は、農業委員・農地利用最適化推進委員まで。



農地の適正な管理を

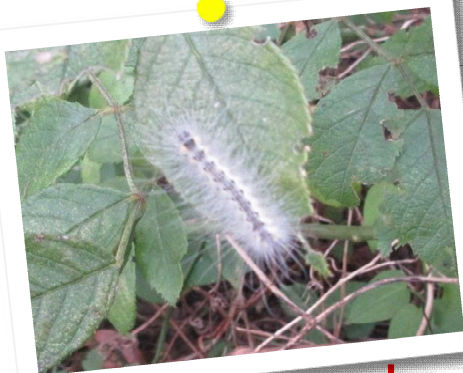
お願いします

農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに、農業生産、農業経営の基盤です。しかし、近年は、農業従事者の高齢化と後継者不足などの理由で**遊休農地（耕作放棄地）**が増加しています。

農地をいったん荒廃させると、耕作可能な状態に戻すには、多大な労力や時間、資金が必要となってしまう。

農地を管理しないと……

- ・害虫の発生
- ・雑草の繁茂による火災の発生
- ・有害鳥獣の潜入、繁殖
- ・産業廃棄物の不法投棄
- ・水路の機能低下
- ・景観の悪化等



耕作放棄地の解消に向けて

STOP! 遊休農地

遊休農地解消

の取り組み

遊休農地解消のために、農業委員会は次のことに取り組んでいます。

農地利用状況調査の実施

法律に基づき、毎年6月から8月頃にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員が協力連携のもと、各担当地域の農地利用の確認、遊休農地の発生防止と早期発見を目的に、農地の利用状況の調査を実施しています。
各地区の委員が、皆さんの農地を見に行くことがありますので、ご承知おきください。

利用意向調査の実施

利用状況調査の結果、全ての遊休農地の所有者に利用意向調査を実施します。
今年度新たに遊休農地となった土地の所有者に対しては、11月から農地利用最適化推進委員が**直接訪問し、利用意向**を聞き取ります。
前年度から継続している遊休農地に対しては、**郵送で今後の利用意向**について確認します。

非農地判定の実施

再生困難な状態まで荒廃した農地については、再度現地調査を行い、非農地判定の手続きを行っています。

農地法において、農地の権利を有する者の責務として、農地の管理が規定されています。

農地を相続したときは、**法務局での相続登記とは別に、農業委員会への届出が必要**です。

農地の利用でお困りの方は、**農地が遊休化する前に、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談**ください。

〔編集後記〕

去年は、いわば「令和の米騒動」が大きく取り上げられました。農業者の減少や生産資材等の高騰が続く中、食料安全保障の強化は喫緊の課題です。国全体として、農地法制の見直しも進んでいます。「食料安全保障の根幹は、人と農地の確保である。」とは、まさにそのとおりであると感じます。

時代の変化と向き合いながら、将来のため、私たちにできることを考えていきましょう。

（角田）